平成２１年（フ）第２７３９号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目13番10号
債務者　地福　浩宣
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４８号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3699番地１エスポアール宇美301号
債務者　加藤　和敏
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６３号
福岡県春日市日の出町１丁目１番地３水町アパート102号
債務者　主藤　愛子（旧姓寺川）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６８号
福岡県大野城市南ケ丘２丁目26番７号
債務者　坂井　京子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７８２号
福岡市南区鶴田４丁目１番28―104号
債務者　中村歸巳子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７２０号
大分県臼杵市大字江無田1205番地の19
債務者　柴田　繁治
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４号
鹿児島県出水市向江町12番28号
債務者　中村二次男
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2341番地
債務者　岩元　修治
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
鹿児島県出水市中央町1658番地　西町住宅１号棟304号
債務者　金子　豊子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
鹿児島県薩摩川内市青山町5034番地１
債務者　杉安洋洲子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
鹿児島県薩摩川内市東向田町15番12号
債務者　今井　塵子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町13番20号　光園荘205号
債務者　秋元　健作
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1566番地
債務者　永福ひろみ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
鹿児島県薩摩郡さつま町平川6379番地１
債務者　市來　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
鹿児島県薩摩川内市高城町1086番地
債務者　稲留　幸代（旧姓常盤）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
鹿児島県薩摩川内市湯田町1098番地
債務者　桐原ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
鹿児島県薩摩川内市上川内町5793番地３フォレストインアート203号
債務者　江口　　彰
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
鹿児島県出水市黄金町691番地
債務者　小出水修一
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係